

◆改善事例 私立大学に対する申入れ

事業者名；学校法人大阪歯科大学

事業内容：大学

申入対象：入学検定料に関する条項

対象条文：消契法10条

要請開始日：2025（令和7）年1月21日

要請終了日：2025（令和7）年5月20日

	Cネット東海の主な申入れ内容	大阪歯科大学の回答（結果）
1	（入学検定料に関する条項） 支払われた入学検定料は、いかなる場合も返金はいたしません。 ◆申入れ内容 本条項について、消費者契約法10条に沿う形に改定してください。 ◆申入れ理由 事業者の運営する大学（以下、「本件大学」という。）において、入学試験の出願手続きは、①出願登録、②入学検定料の支払い、③出願書類の提出、④出願書類の審査、⑤受験票の発行という流れで行われることとされているところ、例えば、出願者が入学検定料を支払い、出願書類を提出したにも関わらず、本件大学が書類不備により受理せず受験票を発行しなかった場合等でも、本件大学から出願者に対しては入学検定料が返金されないこととなる。 本件大学における出願手続きにおいては、出願者の出願書類の提出により受験契約の申込みがなされ、大学の受験票の発行により申込みの承諾がなされて受験契約が成立するものと解されるところ（東京地裁令和2年3月6日判決（平30（ワ）38776号））、例示した場合においては、本件大学による受験票の発行がなされず受験契約が成立していないにも関わらず、入学検定料の返金が行われないこととなる。 この場合においては、出願者と本件大学との間で受験契約が成立していない以上、出願者は本件大学に対して支払い済みの入学検定料について不	次の通り改定された。 （入学検定料に関する条項） 受験票発行後は、支払われた入学検定料は、いかなる場合も返金はいたしません。

	当利得返還請求権（民法 703 条）を有するところ、本条項はこれを制限するものであり、民法上の規定に比して消費者の権利を制限する。 また、出願書類の審査は、入試手続き全体の業務・費用からみれば、割合としては小さいものであることから、一律に入学検定料を返金しないことには合理性がなく、信義則（民法 1 条 2 項）に反して消費者の利益を一方的に害するといえる。 以上から、消費者契約法 10 条によって無効。	
--	--	--